

北広島町農業委員会第 7 回総会議事録

事務局 (第 7 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 9 番、12 番にお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので、意見を求める。令和 6 年 1 月 22 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願いします。

8 番 11 日に現地確認を致しました。既に借り受けられたいる農地には作付けがされておりました。周辺農地への影響はないと考えられます。以上のことから、地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

会長 それでは番号 1 番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

委員 (なし)

会長 ないようですので、それでは質疑を打ち切って採決致します。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。続いて、番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願い致します。

7 番 1 月 11 日に現地調査を行っております。申請人とは電話で話しました。いずれは千代田に住み 4〜5 反増やし、耕作したいと考えておられます。現況は全て田で、申請地のみ荒れていますが、今後は麦を植える予定です。周辺農地への影響もないと考えられます。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件を満たしていると思います。ご

審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号 2 番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

1 番 機械等はどうなんですか。

事務局 廿日市で麦を作られている方の機械を借りてやってみたいと伺っています。

会 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決致します。番号 2 番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。番号 3 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願い致します。

14 番 1 月 12 日に現地調査を実施しております。兄弟同士の取引であり、譲受人が農地も空き家となった実家もこれまで管理しておられます。機械も所有されていますし、農地も小さいため周辺農地への影響も問題となることはないと考えられます。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し障りないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号 3 番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 3 番について申請のとおり許可しても良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 4 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

- 14 番 1月12日に現地確認を行っております。譲り受け後はブドウ栽培される予定で、周辺の方も期待されています。機械等はあまり持っておられませんが、今後の労働力として期待されますし、地域のためには良いことだと考えます。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 会 長 それでは番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。
- 6 番 1筆残っている田がある理由は聞いてますか。
- 事務局 建物が建っており農業振興区域に入っており、追認案件として今後是正を諮られる予定です。
- 6 番 分かりました。
- 会 長 他にありませんか。
- 委 員 (なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、農地法第5条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年1月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 議長を交代します。
- 職務代理 番号5番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 職務代理 それでは担当委員から補足説明をお願いします。
- 会 長 資材置場を探していたところ、自宅から近い申請地を雑種地だと思い譲り受けることとしたが、農地だったため申請されたと言うことです。1月13日に現地調査を行いました。以上のことから許可相当と思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 職務代理 ありがとうございます。番号5番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。はい。

- 3 番 現況雑種地の経緯は。始末書が必要なのではないか。
- 事務局 一部草刈り等で農地として見られる部分と砂利というか砂を盛っておられる部分が一部あって、それを雑種地と言われればそうかと思いますが、どければ畑に戻せることから今回始末書類末書の添付を求めています。
- 職務代理 その他にご意見ご質問ありませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 5 番について申請のとおり受理して良いと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 職務代理 挙手全員です。よって申請のとおり受理することに決定しました。番号 6 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 職務代理 それでは担当委員から補足説明をお願いします。
- 11 番 1 月 13 日に現地調査に行ってきました。最近耕作はされておらず、草刈り程度だと見受けました。譲受人が土地を探していたところ、仲介人から話があり今回の申請となりました。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 職務代理 ありがとうございます。番号 6 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。はい。
- 委 員 (なし)
- 職務代理 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請のとおり受理して良いと思われる委員の方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 職務代理 挙手全員です。よって申請のとおり受理することに決定しました。
- 会 長 番号 7 番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。
- 3 番 1 月 16 日に現地確認を行いました。この土地に接する農地はなく、元々畑なので水路もなく、周辺農地への影響も無いと見て取れます。現地の状況は畑に戻すことは難しいと判断しました。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 会 長 ご質問ご意見ありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請のとおり受理して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり受理することに決定しました。

議案第 3 号 農地転用（農業用施設）届について

会 長 議案第 3 号農地転用（農業用施設）届について、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定により別紙のとおり届出があったので承認を求める。令和 6 年 1 月 22 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

7 番 1 月 11 日に現地を確認しております。現在は田んぼなので土砂をどけて整地して倉庫を建てるということであります。ブドウ栽培をしておられ選果場の倉庫がいるのかなと申請書の内容は理にかなっていると思います。よって許可相当と思われます。以上です。

会 長 ありがとうございます。番号 8 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請のとおり受理して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり受理することに決定しました。

議案第 4 号 農用地利用集積計画について

会 長 議案第 5 号農用地利用集積計画について、農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画（5・4）について意見を求める。令和 6 年 1 月 22 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 事務局説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 ありがとうございます。番号 13 番について質疑に入ります。(4 番に委員退室)
ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について申請のとおり決定して
も良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって、申請のとおり決定しました。(4 番委員入室)
次に番号 161 番から 181 番の質疑に入ります。(7 番委員退室) ご意見ご質問はありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。番号 161 番から 183 番について申請のとおり
決定しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって、申請のとおり決定しました。(7 番委員入室)
次に残りの議案について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決をいたします。議案第 4 号について、申請のとおり決定し
ても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって、申請のとおり決定しました。
以上をもちまして、本日の総会の提出議案の審議を全て終了とします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩